

足立区介護職員資格取得等支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護職員のキャリアアップに向けた環境を整備することにより足立区内（以下「区内」という。）における介護職員の人材確保・定着を推進し、もって介護サービスの安定的な供給を図るため、介護職員の資格の取得等を支援している事業者に対して必要経費を助成することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 この要綱の規定による助成（以下「本助成」という。）の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表1に掲げる事業所のうち、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定による届出を行ったもの又は東京都の認可を受けたもの、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による東京都又は足立区の指定を受けた事業所その他区長が認める事業所（以下「指定介護事業所等」と総称する。）を区内において運営するものであって、第6条の経費を負担したものとする。ただし、次に掲げるものは除く。

(1) 第8条の規定による申請の時点において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法若しくは介護保険法又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実があるもの

(2) 法人の役員等（介護保険法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）に足立区暴力団排除条例（平成24年足立区条例第37号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者がいるもの

(3) 他の制度により本助成の対象となる経費について、既に助成を受け、又は受ける予定があるもの

(対象研修)

第3条 本助成の対象となる研修等（以下「補助対象研修等」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する研修のうち介護職員初任者研修（以下「介護職員初任者研修」という。）

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する3年以上介護等の業務に従事した者が介護福祉士試験の受験資格を取得するための研修（以下「介護職員実務者研修」という。）

(3) 介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験（以下「実務研修受講試験」という。）

(4) 介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）

(5) 介護保険法第69条の7第2項の厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下この条において「再研修」という。）

(6) 介護保険法第69条の8第2項本文に規定する更新研修（以下「更新研修」という。）

(7) 介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する介護支援専門員の業

務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象として行われる研修（以下「主任介護支援専門員研修」という。）

(8) 介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員を対象として行われる研修（以下「主任介護支援専門員更新研修」という。）

(9) その他、別表2において定める研修等

(対象職員)

第4条 本助成の対象となる職員（以下「補助対象職員」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第8条の規定による申請を行う補助対象事業者が運営する指定介護事業所等に勤務している者

(2) 補助対象研修に係る介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロに定める者（区市町村長を除く。）から当該研修を修了した旨の証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者

(補助事業)

第5条 本助成は、補助対象事業者が補助対象職員に係る補助対象研修の受講に要する経費を負担した場合に、当該受講に要する経費を補助するものとする。

2 前項の規定による補助は、第3条各号に掲げる補助対象研修の区分ごとに、当該補助対象職員1人につき1回までとする。ただし、同条第3号、第5号、第6号及び第8号についてはこの限りではない。

(対象経費)

第6条 本助成の対象となる経費は、補助対象職員が受講した補助対象研修の受講に係る受講料（介護支援専門員実務研修にあつては、実務研修受講試験料その他手数料等を含み、別表2において定める研修にあつては同表に定める対象経費を含む）。以下「研修受講料」という。）とする。

(交付額)

第7条 本助成の額は、前条の規定による経費の実支払額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で区長が定めるものとする。ただし、次の各号に掲げる研修の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 介護職員初任者研修 補助対象職員1人につき7万円

(2) 介護職員実務者研修 補助対象職員1人につき10万円

(3) 介護支援専門員実務研修（実務研修受講試験料、その他手数料等含む。） 補助対象職員1人につき10万円

(4) 更新研修及び再研修 補助対象職員1人につき5万円

(5) 主任介護支援専門員研修 補助対象職員1人につき10万円

(6) 主任介護支援専門員更新研修 補助対象職員1人につき5万円

(7) その他、別表2において定める研修 補助対象職員1人につき5万円

(交付申請)

第8条 本助成を受けようとする補助対象事業者は、足立区介護職員資格取得等支援事業助

成金交付申請書（様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3又は様式第1号の4）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（1） 補助対象職員の補助対象研修に係る修了証明書の写し（補助対象職員に係る修了証明書の写し等、補助対象職員が補助対象研修を修了したことが分かるもの）

（2） 研修受講料の領収書の写し又は研修受講料に係る補助対象職員の受領証等補助対象事業者が当該経費を負担したことがわかるもの

2 前項の規定による申請は、補助対象職員が研修を修了した日の属する年度の翌年度末日までにしなければならない。

（交付決定）

第9条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、速やかに交付の可否を決定しなければならない。この場合において、交付の可否を決定したときは、足立区介護職員資格取得等支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号、様式第2号の2、様式第2号の3又は様式第2号の4）により申請した事業者に対して通知し、適当と認められない場合は、助成金の不交付を決定しその旨通知する。

（支払等）

第10条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた補助対象事業者は、足立区介護職員資格取得等支援事業助成金交付請求書（様式第3号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求書を受けたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

（決定の取消し・返還）

第11条 区長は、偽りその他不正の手段等により本助成の交付決定を受けた補助対象事業者があるときは、当該交付決定を取り消すものとする。この場合において、既に助成金が交付されている場合は、区長が定める期限までにこれを返還しなければならない。

（違約加算金）

第12条 前条の規定により返還を命じられた補助対象事業者は、その命令に係る助成金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（消費税に係る税額控除の報告）

第13条 助成金の交付決定を受けた事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は速やかに区長に報告することとし、助成事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに消費税仕入控除税額報告書（様式第4号）により、区長に報告しなければならない。

2 補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（一支社、一支所等を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。以下同じ。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

3 この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区

に返還しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、区長が別に定める。

(規則の適用)

第15条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）を適用する。

付 則（30足福高発第4385号 平成31年3月1日 足立区長決定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（31足福高発第5175号 令和2年3月25日 足立区長決定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（4足福高発第3925号 令和5年2月28日 足立区長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（5足福高発第4611号 令和6年3月29日 足立区長決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

老人福祉法第 5 条の 3 に定める老人福祉施設
介護保険法第 8 条第 2 項に定める訪問介護を行う事業所
介護保険法第 8 条第 3 項に定める訪問入浴介護を行う事業所
介護保険法第 8 条第 7 項に定める通所介護を行う事業所
介護保険法第 8 条第 8 項に定める通所リハビリテーションを行う事業所
介護保険法第 8 条第 9 項に定める短期入所生活介護を行う事業所
介護保険法第 8 条第 10 項に定める短期入所療養介護を行う事業所
介護保険法第 8 条第 11 項に定める特定施設入居者生活介護を行う事業所
介護保険法第 8 条第 15 項に定める定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所
介護保険法第 8 条第 16 項に定める夜間対応型訪問介護を行う事業所
介護保険法第 8 条第 17 項に定める地域密着型通所介護を行う事業所
介護保険法第 8 条第 18 項に定める認知症対応型通所介護を行う事業所
介護保険法第 8 条第 19 項に定める小規模多機能型居宅介護を行う事業所
介護保険法第 8 条第 20 項に定める認知症対応型共同生活介護を行う事業所
介護保険法第 8 条第 21 項に定める地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所
介護保険法第 8 条第 22 項に定める地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所
介護保険法第 8 条第 23 項に定める複合型サービスを行う事業所
介護保険法第 8 条第 27 項に定める介護老人福祉施設
介護保険法第 8 条第 28 項に定める介護老人保健施設
介護保険法第 115 条 45 の 3 第 1 項の指定を受けた事業者が運営する事業所

別表2（第3条、第7条関係）

研修名	対象経費
在宅介護インストラクター	研修受講料、試験受験料、テキスト代、その他手数料等
高齢者ケアストレスカウンセラー	
高齢者傾聴スペシャリスト	
介護コミュニケーションアドバイザー	
終末期ケア専門士	
レクリエーション介護士	
介護予防運動指導員	
認知症ケア指導管理士	
認知症介助士	
認知症ライフパートナー	
認知症アクティビティ・ケア専門士	
日本語研修	